

【地域の概要】

- 中心経営体への農地集積は80%以上と進んでいる。また、地域内の担い手は、認定農業者3名、集落営農組織が1組織である。
- 人・農地プランは、町内に26あり、地区ごとに農地を誰が担うのかを明確にした地図を作成している。
- 生産調整においては麦・大豆等の畑作物の作付を中心としている。今後は加工業務野菜等の高収益作物への転換促進を図る必要がある。

①取組開始前の状況や課題

農地利用状況調査の実施

○毎年8月に実施している利用状況調査において、1号遊休農地として判定を行っていた。

事例対象農地：53筆 3,535.41㎡

○当該土地については、相続登記がなされていないことから、所有者不明の状態が続いており、所有者の意向を把握することができず、不耕作の継続により、更なる荒廃化が懸念された。

土地の管理状況について

○当該土地の周辺は、田が一带に広がっている条件の良い地域に位置しており、地元土地改良区が、最低限の管理を行っている状況であった。

○遊休農地の増加を防止していく観点からも、所有者不明農地についても貸付けへ向けた取り組みを行う。

②取組内容

所有者不明農地制度の活用（令和2年）

○近隣で営農を行っているA営農とB氏が、当該土地の借受を希望されていたため、周辺農地と一体的に利用することで、農業上の利用増進が図られることから、同制度を活用した権利設定を進めることとした。

探索から裁定までの流れ

- ・所有者に関する情報を探索（R2.1）
- ・所有者不明である旨を公示
(R2.2.18～ 6か月間)
- ・農地中間管理機構へ通知（R2.8.18）
- ・岐阜県知事へ裁定申請（R2.12.17）
- ・申請があった旨を公告（R3.1.26）
- ・常設審議委員会（農業会議）へ諮問
(R3.2.16)
- ・裁定（R3.○ ※確認中）

担い手への利用権設定・営農の開始

○左記手続きを経て、A営農とB氏へ権利を設定。耕作できる状況への解消作業を行い、水稻の作付けを開始した。

設定期間：令和3年5月1日～

令和22年11月30日まで

※設定期間中の借賃料は法務局へ供託。

③今後の展開と方向性

利用権設定期間後について

- 人・農地プランの検討会で事例対象農地の耕作状況などを聞く。
- 令和22年11月30日以降についても、引き続き同担い手が耕作できるよう令和19年ごろから左記手続きと同様のことを進めていく。